

## 自動販売機設置事業者募集要項（入札説明書）

秋田県立新屋高等学校では、県有施設に軽食類自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

### 1 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、国又は地方公共団体の貸付者より、契約義務違反による契約解除を申し渡された者でないこと。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。

### 2 入札に付する事項等

(1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積

所在地	貸付箇所	台数	位置図	貸付面積 m <sup>2</sup>
秋田県秋田市豊岩石坂 字鎌塚77-3	秋田県立新屋高等学校 1階 生徒昇降口ホール	1	別紙のとおり	1.00 以内
秋田県立新屋高等学校				

※貸付面積には転倒防止器具等部分を含みます。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

### 4 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月12日（木）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出場所

秋田県秋田市豊岩石坂字鎌塚77-3 秋田県立新屋高等学校事務室

(3) 提出書類（提出部数各1部）

提出書類		法人	個人
①	入札参加申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	住民票及び身分証明書（市町村発行のもの）		<input type="radio"/>
③	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	<input type="radio"/>	
④	誓約書（設置実績を確認できる書類添付）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤	印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	秋田県税の滞納の無い旨の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦	設置する自動販売機のカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	秋田県内に本店、支店又は営業所を有することが確認できる書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※②、③、⑤、⑥は原則発行後3ヶ月以内の原本とする。他の県有施設の入札へも参加する場合は写しでも可。

※⑧の書類例：会社の組織図やパンフレット等。なお、履歴事項全部証明書に記載されている場合は提出不要。

(4) 提出方法

提出期間内に、必要な書類を提出場所に直接持参か郵送により提出すること。

## 5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出方法

質問書を持参またはFAXしてください。

(3) 質問者への回答

質問者に対し個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和8年2月10日（火）までに学校のホームページに掲載します。

## 6 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月18日（水）までに、申請者あて結果をFAX等により連絡します。

資格結果通知後であっても、不正等が判明した場合は入札参加資格を取り消します。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月20日（金） 午前9時00分

(2) 場所 秋田県立新屋高等学校 2階 会議室

## 8 入札等の提出方法

(1) 入札書の様式

別添入札書の様式とします。

(2) 入札書の方法

ア 入札書は、入札者又は代理人が7に掲げる日時及び場所に持参し提出すること。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、封筒表面に「入札者の法人名等」、「開札日」、「契約名」を記載のうえ提出すること。

ウ 代理人が提出する場合は、別添の委任状を入札書と併せて提出すること。

### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、契約期間（3年間）の総額とします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### (4) 再度の入札

落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。なお、再度の入札を行っても落札者がいない場合は、再度の入札の結果、最高の価格の入札者と随意契約に移行するものとします。

### (5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできないものとする。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止める場合がある。

## 9 入札保証金

免除します。（秋田県財務規則第百六十二条第二項）

## 10 無効な入札等

(1)次のいずれかに該当する入札は無効とします。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③委任状を提出しない代理人のした入札

④不正行為による入札

⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2)入札開始時、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とします。失格となつた者は、再度の入札に参加できません。

## 11 落札者の決定方法

(1)県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2)落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとします。

## 12 契約

(1)別添県有財産賃貸借契約書（案）のとおりとします。

(2)契約保証金は免除します。（秋田県財務規則第百七十八条第三項）

(3)落札者は令和8年2月27日（金）まで、契約書に記名押印し提出してください。

(4) 落札者が契約を締結しない場合（上記(3)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

### 13 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによります。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがあります。

### 14 問い合わせ先

秋田県秋田市豊岩石田坂字鎌塚 77-3 秋田県立新屋高等学校 事務室

電話：018-828-5859 FAX：018-828-1962

E-mail : Arayakoutougakkou@pref.akita.lg.jp